

計画作成年度	令和2年度
計画主体	大府市

## 大府市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 愛知県大府市産業振興部農政課  
所在地 愛知県大府市中央町五丁目70番地  
電話番号 0562-45-6225  
FAX番号 0562-47-7320  
メールアドレス nosei@city.obu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス（ハシブトガラス・ハシボソガラス）、ヒヨドリ、ムクドリ、ハト（カワラバト）、スズメ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、ヌートリア
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	愛知県大府市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
カラス	果樹	6,000 千円	60a
	野菜	1,200 千円	30a
ヒヨドリ	果樹	200 千円	10a
	野菜	700 千円	30a
ムクドリ	果樹	200 千円	10a
	野菜	700 千円	30a
ハクビシン	果樹	300 千円	3a
	野菜	2 千円	1a
アライグマ	果樹	200 千円	2a
	野菜	2 千円	1a
ヌートリア	野菜	2 千円	1a
合 計		9,506 千円	178a

※ 被害数値についてはJ A、農業共済組合、農家からの聞き取り及び有害鳥獣捕獲許可申請書内の被害報告を基に作成。その他、タヌキやスズメによる被害の報告あり。また、ハトによる糞害の報告あり。

(2) 被害の傾向(令和元年度)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カラス・ムクドリ・ヒヨドリ カラスは緑区の大高緑地や市内の森林がねぐらになり、市内一円の農作物が被害にあっている。ムクドリやヒヨドリについても、市内一円で農作物の被害が確認されている。</li> <li>・ ハト（ドバト） 工場や住宅等で糞害等による被害が発生している。</li> <li>・ ハクビシン・アライグマ・タヌキ 市内の全域で、果樹・野菜類の被害が発生している。</li> <li>・ ヌートリア 市内全域の水路・河川近くの田畑で、水稻・野菜類の被害が発生している。</li> </ul>
---

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
農業被害	9,506千円 178a	7,525千円 140a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策		課題
捕獲等に関する取組	カラス等の鳥獣	カラスの捕獲について、猟友会に委託し、市内3か所に捕獲檻を設置し、駆除を行った。また、令和元年度から、鳥獣被害防止資材購入の一部補助を行うことにより、果樹農家の被害防止対策を支援した。	地域ぐるみの被害防止対策の構築が必要である。カラス等は学習能力が高いため、慣れてしまったり、まとめて駆除することが困難である。
	ハクビシン等の獣類	捕獲にあたり、遵守事項を条件に、申請者に捕獲許可を交付し、希望者には捕獲箱等の貸出を行った。	被害・目撃情報はあるが、捕獲ができない事例が多く発生している。また、目撃情報も増えているため、生息数は増加していると考えられる。
防護柵の設置等に関する取組	個々の農家が必要に応じて防護柵を設置している。		

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カラス等の鳥類 被害が増加傾向にあるため、捕獲檻の増移設や追払い手法について検討し、効率的な捕獲・追払いを行う。必要に応じて、防鳥網などの補助を拡充する。</li> <li>・ ハクビシン等の獣類 集中的に被害がある場合は防護ネット等を導入し、園地への侵入を防ぐ。捕獲箱を設置し効率的に捕獲を推進していく。</li> <li>・ 共通 有害鳥獣の実態や被害を把握するため、センサーカメラの設置、アンケート調査、聞き取り、現場確認などを行う。 被害防止に関する理解を深めるため、被害防止マニュアル、PRパンフレットなどを活用しながら、情報提供を行う。 大府市担当職員については、狩猟免許（わな猟）を取得する等、知識の習得に努める。</li> </ul>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カラス  猟友会へ捕獲を委託し、市が捕獲許可要件を審査し、捕獲を許可する。</li> <li>・ ハクビシン等の獣類  被害に基づき、捕獲申請があれば、随時有害鳥獣捕獲講習会を開催し、市が捕獲許可要件を審査し、捕獲許可を与えると共に捕獲箱の貸出を行う。</li> </ul>
--

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3	カラス等の鳥類	先進的な取組をしている事例を研究し、より効率的な駆除ができないか模索する。
	ハクビシン等の獣類	農家や市民への聞き取り等で、その生態や被害状況について情報共有を図り、効率的な捕獲に向けた取り組みを進める。
4	同上	同上
5	同上	同上

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カラス等の鳥類  以前の実績等を考慮し、被害の軽減目標に近づけるよう設定する。被害が甚大に及ぶ場合は、新規捕獲檻の設置や移設を検討し、臨機応変に対応する。</li> <li>・ ハクビシン等の獣類  生息地域の確認をし、被害が拡大しないよう捕獲を進める。</li> <li>・ ヌートリア  大府市からの根絶を目標に捕獲を推進する。</li> </ul>	

(単位：頭、羽)

対象鳥獣	捕獲計画数等			【参考】 捕獲実績
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和元年度
カラス (ハシブト・ハシボソ)	300	300	300	131
カワラバト	100	100	100	33
ハクビシン	10	10	10	0
アライグマ	10	10	10	0
タヌキ	10	10	10	0
ヌートリア	30	30	30	0

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カラス 市内の被害の多い地区に捕獲檻を設置し、年間を通して捕獲を図る。</li> <li>・ ハクビシン等の獣類 被害エリアに捕獲箱を設置し、年間を通して捕獲を図る。</li> </ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
大府市	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県より権限委譲済み。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

鳥 獣 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ハクビシン等の獣類	侵入防止柵の整備の予定はないが、必要に応じて設置を検討する。		

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3	カラス等の鳥類	果樹農家の被害防止対策を支援
4	同上	同上
5	同上	同上

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
愛知県東海警察署	住民への危害防止・安全確保対策
大府市産業振興部農政課	警察等関係機関との連絡・調整
愛知県知多農林水産事務所	情報の提供
愛知県猟友会知多支部知多西部猟友会	対象鳥獣の緊急捕獲等

(2) 緊急時の連絡体制

市民からの勤務時間外の通報に対しては、宿・日直者に緊急連絡先（農政課農業振興係担当者）を明らかにしておく。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設等において、原則「焼却処分」又は「埋却処分」とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品として利用に適さない鳥獣種のみしか捕獲していないため該当なし。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	大府市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
知多農林水産事務所農政課	農作物被害対策に関する指導・助言
知多農林水産事務所農業改良普及課	農作物被害対策に関する指導・助言
愛知県鳥獣保護管理員	鳥獣保護
愛知県猟友会知多支部知多西部猟友会	駆除実務対応
大府市産業振興部農政課	事務局
あいち知多農協大府営農センター	農業被害の把握・集約 有害鳥獣関連情報の提供・連携

(2) 関係機関に関する事項

構成機関の名称	役割
愛知県農業総合試験場	情報提供・有害鳥獣捕獲講習会講師
愛知県知多県民事務所（環境保全課）	保護管理の適正化・情報提供
愛知県農業共済組合半田支所	情報提供・連携
大府市農業委員会	情報提供・連携
大府市工区連絡協議会	情報提供・連携

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現時点では、実施隊の設置なし。今後、状況に応じて検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域全体での防除の意識啓発のため、地域が主体となって被害防止策を講じるよう、被害防止対策マニュアル、PRパンフレット等を活用しながら、情報提供を推進する。

#### 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣害対策に先進的な手法を取り入れ、かつ被害の防止に成功している事例があれば、視察等により大府市においても実施可能か検討する。  
今後、被害状況や捕獲数が明らかになっていく中で、本被害防止計画が実態にそぐわないと判断される場合は、実態に合わせて修正を行う。